

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 従業員に対する懲戒手続(第3条—第13条)

第3章 懲戒処分の決定及び効力等(第14条—第19条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 株式会社ライブセルダイアグノシス就業規則(以下「就業規則」という。)第7章に定める懲戒の手続きについては、この規程の定めるところによる。

(懲戒処分の原則)

第2条 懲戒処分は、就業規則第7章に定める服務規程に違反する行為があったときに限り、これを行うことができる。

2 懲戒処分は、同一の行為に対して、重ねて行うことはできない。

第2章 従業員に対する懲戒手続

(懲戒の審査)

第3条 次の各号に定める従業員に係る懲戒の審査は、研究評議会(以下「評議会」という。)が行う。

- 一 就業規則第1章第2条第1号に定める正社員
- 二 就業規則第1章第2条第2号に定める契約社員
- 三 就業規則第1章第2条第3号に定めるフルタイム社員
- 四 就業規則第1章第2条第4号に定めるパートタイム社員

(調査)

第4条 所属長は、所属する従業員が服務規程に違反し懲戒処分を検討する必要があると認めるときは、速やかに代表取締役へ報告するものとする。

2 代表取締役は、所属長から前項の報告があったときは、評議会の議を経て、調査委員会を設置するものとする。

3 代表取締役は、従業員が服務規程に違反し懲戒処分を検討する必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、評議会の議を経て、調査委員会を設置することができる。この場合において、代表取締役は、当該従業員の所属長に対し、調査委員会が設置された旨を通知しなければならない。

4 代表取締役は、前2項に定める調査委員会を設置するときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 調査委員会は、遅滞なく調査を行いその結果を代表取締役に報告しなければならない。

6 株式会社ライブセルダイアグノシスにおける公正な研究活動の推進に関する規則により特定不正行為が行われたと認定されたときは、前各項の規定にかかわらず、研究機構会議から代表取締役への報告をもって前項の調査結果の報告に代えるものとする。

(調査委員会の組織)

第4条の2 調査委員会は、次の委員によって構成する。

- 一 代表取締役が指名する管理職 1人
- 二 代表取締役が指名する従業員 3人
- 三 事務局長

四 その他代表取締役が必要と認める者（審査の附議）

第5条 代表取締役は、第4条第5項の調査結果に基づき、当該従業員に対して懲戒処分を行う必要があると認めるときは、評議会に、懲戒処分の要否及びその内容の審査を附議しなければならない。

（審査委員会の設置）

第6条 評議会は、審査にあたり必要があると認めるときは、審査委員会を設置して審査を行わせることができる。

（審査委員会の組織）

第6条の2 審査委員会は、次の委員によって構成する。

- 一 評議会が指名する管理職 1人
- 二 評議会が指名する従業員 3人
- 三 事務局長
- 四 その他評議会が必要と認める者

（評議会、審査委員会の議事）

第7条 評議会又は審査委員会が懲戒処分について議決するためには、構成員の3分の2以上が出席し、3分の2以上の賛成を得なければならない。

2 評議会が審査に係る事案について特別の利害関係を有すると認めた者は、当該事案に係る議事に参与することができない。

（審査事由説明書の交付）

第8条 代表取締役は、評議会の審査に基づき、当該従業員に対し、審査事由説明書（別記様式第1号）を交付しなければならない。

2 審査事由説明書の交付を受けるべき従業員の所在を知ることができないとき又は当該従業員が受領を拒絶するときは、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定める方法により公示するものとする。この場合において、公示された日から2週間を経過したときは、審査事由説明書の交付がされたものとみなす。

（意見陳述の請求）

第9条 審査を受けた従業員は、前条に定める審査事由説明書を交付された日から14日以内に、評議会に対して、意見の陳述を請求することができる。

2 意見の陳述の請求は、陳述請求書（別記様式第2号）により行わなければならない。3 陳述請求書の記載内容を変更しようとするときは、速やかに書面をもって届け出なければならない。

（弁明の機会の付与）

第10条 評議会は、陳述請求書を受領したときは、陳述を請求した者に対し、日時を定めて口頭により、又は期限を定めて書面により、弁明をする機会を与えなければならない。2 代表取締役は、陳述を請求した者に対し、前項の日時又は期限を、その7日前までに書面で通知しなければならない。

（陳述請求の取下げ）

第11条 陳述の請求は、前条の日時又は期限の前日までは、これを取り下げることができる。

2 前項の取下げについては、書面により行わなければならない。

（口頭陳述）

第12条 陳述を請求した者が口頭で陳述する場合には、評議会が定める日時に出頭しなければならない。

2 前項の日時に正当な理由なく出頭せず、又は出頭しても陳述をしない場合には、陳述の請求を取り下げたものとみなす。

3 病気その他やむを得ない理由で第1項の日時に出頭することができない場合には、その理由を証明する書類を添付した理由書を提出しなければならない。

（書面陳述）

第13条 陳述を請求した者が書面で陳述する場合には、評議会が定める期限までに陳述書を提出しなければならない。陳述書には資料を添付することができる。

2 前項の期限までに正当な理由なく陳述書を提出しなかった場合には、陳述の請求を取り下げたものとみなす。

3 病気その他やむを得ない理由で第1項の期限までに陳述書を提出することができない場合には、その理由を証明する書類を添付した理由書を提出しなければならない。

第3章 懲戒処分 の 決定 及び 効力 等

(処分の決定)

第14条 代表取締役は、評議会又は懲戒委員会から懲戒処分を要する旨の報告を受けた場合には、評議会又は懲戒委員会の審査結果を尊重し、懲戒処分を決定する。

(懲戒処分)

第15条 懲戒処分は、代表取締役が、処分を受ける従業員に対して、懲戒処分書(別記様式第3号)及び処分説明書(別記様式第4号)を交付して行う。

(懲戒処分の効力及び所在不明の措置)

第16条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を従業員に対して交付したときに発生するものとする。

2 懲戒処分書及び処分説明書の交付を受けるべき従業員の所在を知ることができないとき又は当該従業員が受領を拒絶するときは、その内容を民法(明治29年法律第89号)第98条第2項に定める方法により公示するものとする。この場合において、公示された日から2週間を経過したときは、懲戒処分書及び処分説明書の交付がされたものとみなす。

(懲戒処分の期間)

第17条 懲戒処分の期間は、処分効力が発生した日の翌日から起算する。

(所属長への通知)

第18条 代表取締役は、懲戒処分を決定した場合は、被処分者が所属する所属長へ通知しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 評議員、調査委員会、懲戒委員会及び審査委員会の委員並びに関係社員は、懲戒処分に係る調査又は審査の手続において職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

1 この規程は、令和5年6月1日より適用する。